

未移行幼稚園に係る（みなし）確認・  
給付の手続きについて

幼稚園・高校企画推進担当

尼教幼高第 号  
令和元年 7 月 3 日

各施設長 様

尼崎市教育委員会事務局  
幼稚園・高校企画推進担当課長

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の提出について（依頼）

平素より本市教育・保育行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年 10 月より開始される幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の支給にあたり、子ども・子育て支援法第 58 条の 2 の規定に基づき、各市町村において、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることの確認が求められております。

なお、子ども・子育て支援法附則第 3 条に則り、既存の認可幼稚園においては、当該確認を行ったとみなされると規定されております。

つきましては、同法附則の規定に基づき、各施設から確認の申請書を提出していただく必要がありますため、お手数ではございますが、次の通り必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- (2) 誓約書
- (3) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- (4) 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧

2 提出期日

令和元年 7 月 26 日（金）

3 提出先

尼崎市教育・障害福祉センター 3 階 幼稚園・高校企画推進担当

4 添付書類（添付書類は各施設にメールでも配布します。）

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- (2) 誓約書

以 上

担当：高山 TEL：06-4950-5665
---------------------------

## 【関係法令】

### 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抄）

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給（新設）付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

### 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）（抄）

附則

（特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七条第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三号に規定する特別支援学校については、施行日に、新法第三十条の十一第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該幼稚園又は特別支援学校の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない

# 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

尼崎市長 宛

申請者法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1. 申請者に関する事項

設置主体	学校法人		
設置者・事業者名※			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 — —		
	TEL : — —	メールアドレス :	
代表者	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年月日	昭和 平成 年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

## 2. 施設・事業に関する事項

施設区分	幼稚園
事業開始(予定)年月日	令和元年10月1日

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

令和 年 月 日

尼崎市長

あて

(設置者)

住所

氏名

(施設長)

住所

印

氏名

印

## 誓約書

下記の事項について誓約します。

なお、尼崎市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、尼崎市長が警察署長に下記3、4及び6に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、子ども・子育て支援法第7条第10項第2号の業務以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意します。

### 記

- 1 子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないこと。
- 2 子ども・子育て支援法施行規則第1条の2に定める基準を遵守すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
- 4 市長から役員等の氏名その他の上記3に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 5 暴力団員等から当該保育所等に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 6 施設の運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- 7 当該施設の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、尼崎市がその認可の取消しその他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。

# 施設等利用給付事務等の実務フロー

【第1版】

（特定子ども・子育て支援施設等の確認関係）

令和元年5月30日

# 1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認

## (1) 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

## (2) 対象施設等に求める基準について

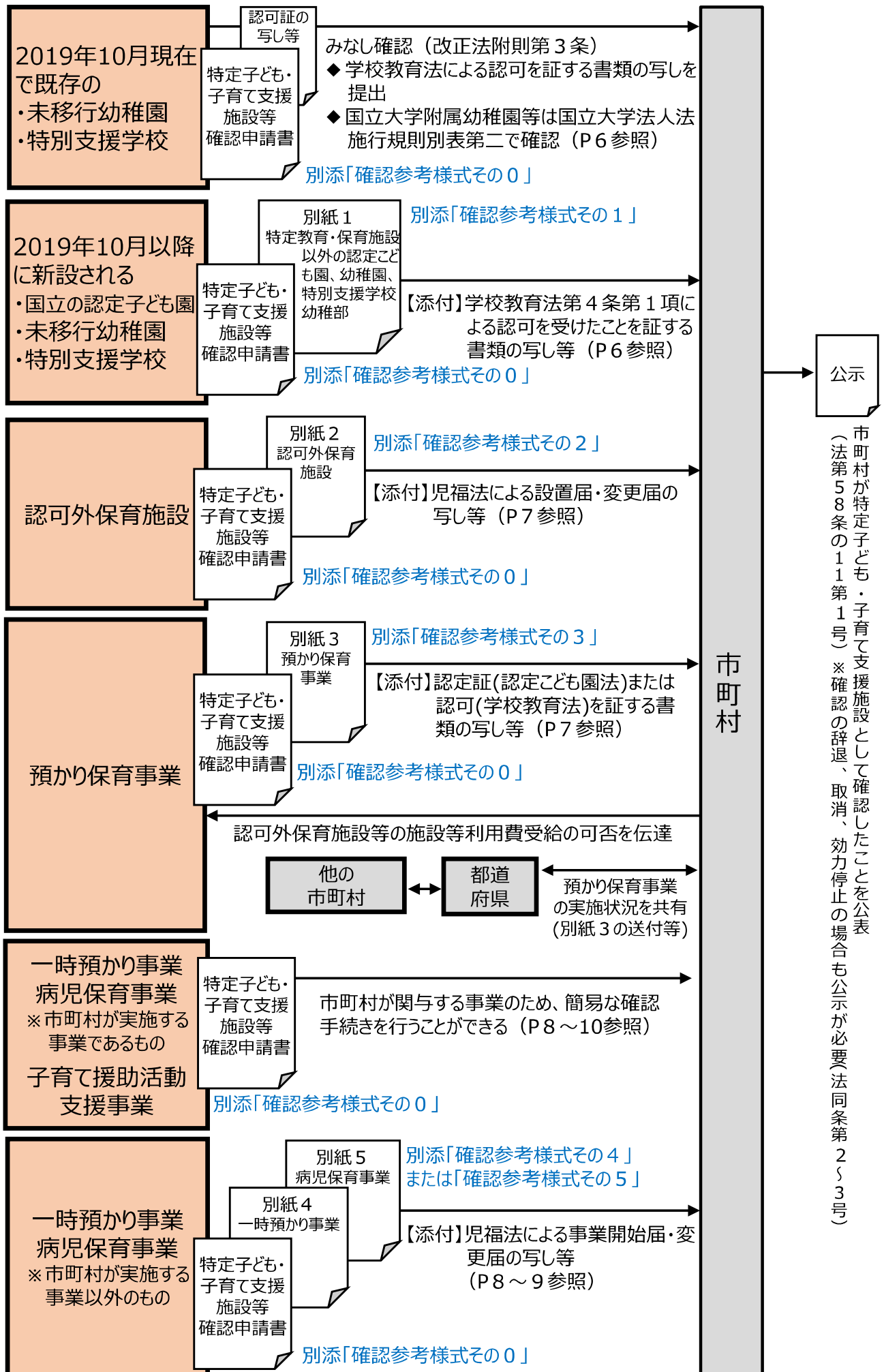
- ① 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準
  - ア. 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
    - ◆学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
  - イ. 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
    - ◆内閣府令で定める基準を適用
    - ◆認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、現行の地域子ども・子育て支援事業(13事業)において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定める。
    - ◆対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。
- ② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項... 内閣府令で定める基準
  - ◆対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては、各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要。
  - ◆対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。
    - ・教育・保育等の提供の記録
    - ・利用料や実費の徴収可能費目及び手続
    - ・領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
    - ・秘密保持
    - ・諸記録の整備

※子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

## (3) 「確認」に関する事務について

- 「確認」に関して、市町村が行う事務としては、子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。
  - ◆対象施設等からの確認申請・受理・審査（変更・辞退を含む。）、公示
  - ◆必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督（勧告、命令、取消）
- できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、以下の措置を講じることが可能。
  - ◆既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす（改正法附則第3条）。
  - ◆例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する（法第58条の12）。
  - ◆自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により、申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。
- 認定保護者は、市町村長が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合に、施設等利用費が支給される。このため、市町村は、特に2019年10月1日までに、管轄地域内に所在する施設・事業者へ、遅滞なく確認申請書の提出を求め、確認を行い、公示することが必要である。

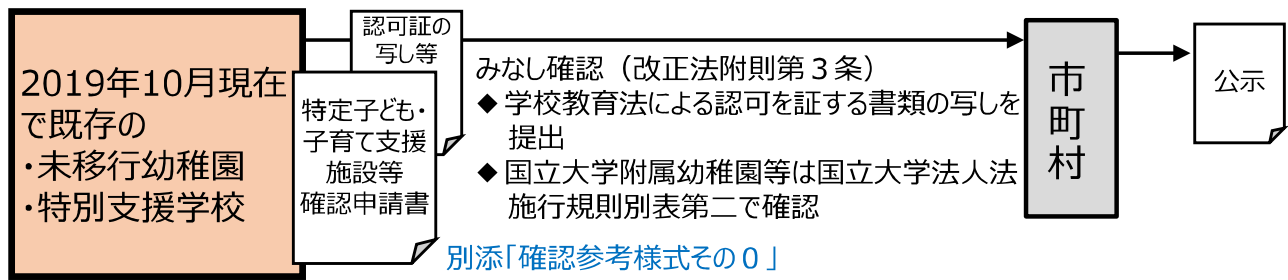
● 確認の全体像





## (4) 「確認」の内容について

### ① 2019年10月現在で既存の未移行幼稚園・特別支援学校

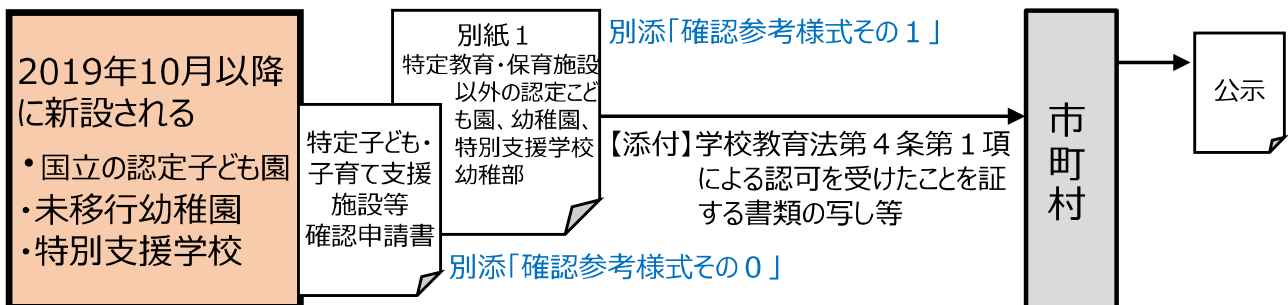


#### [みなし確認の対象]

改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園・特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要であるが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と、学校教育法による認可を証する書類の写しの提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えない。

国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認する。

### ② 2019年10月以降に新設される国立の認定こども園・未移行幼稚園・特別支援学校



2019年10月以降（法施行後）に新設された認定こども園（国立）・新設未移行幼稚園・特別支援学校は、改正法附則第3条のみなし確認の対象にはならず、適法な認可がなされた施設・事業かどうかを確認する必要がある。

これら施設は、都道府県に学校教育法に基づく認可の申請を行う（私立園）とともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部（別添「確認参考様式その1」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

#### [特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

#### [特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

#### [別紙1において確認する事項]

- 1 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 2 運営に関する事項（開園曜日、開園時間、認可定員等、利用料金等、職員配置の状況）

#### [別紙1に添付する書類]

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

# 幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)
- ※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

44	預かり保育事業の 確認	預かり保育事業について、確認申請を審査した結果、関係する内閣府令で定める基準を満たしていないことが明らかなる場合は、確認ができないことから、同事業は施設等利用費の対象外となるのか。	幼稚園が実施する預かり保育事業については、認可権者等の所轄庁による指導監督により内閣府令で定める基準が満たされていることを前提として、書面による確認で足りることとしており、基本的に全ての園がこの基準を満たすことを想定しています。仮に、申請時に当該基準を満たさないことが明らかなる場合であっても、その状況を所轄庁に報告した上で、その指導監督等により基準を満たしていたことが基本となりますが、それでもなお基準を満たさない場合には、特定子ども・子育て支援施設等として確認はできないこととなります。
45	預かり保育事業の 確認	一旦、確認した預かり保育事業について、内閣府令で定める基準を満たさないことが判明した場合、確認を取り消すこととなるのか。	内閣府令で定める預かり保育事業の基準は、認可権者等の所轄庁による指導監督により満たされていることを前提としており、仮に確認した後同基準を満たさないことが明らかになった場合であっても、直ちに市区町村が確認を取り消すのではなく、まずは所轄庁により同基準を満たすよう指導していただくとともに、必要に応じて子ども・子育て支援法に基づく催告・命令を行っていただくこととなります。ただし、例えば、所轄庁の再三にわたる指導や同法に基づく催告・命令にも関わらず、事業者が同基準を満たす意向を示さないなど、将来的にも同基準を満たすことが全く見込まれない場合は、確認を取り消すこともやむを得ないものと考えます。
46	預かり保育事業の 確認	預かり保育事業の確認に関する内閣府令で定める基準は、保育を必要とする者(無償化の対象者)を受け入れられない施設においても満たすことが必要ですか。	預かり保育事業の質を担保する観点から、幼稚園教育要領等の解釈の一環として、内閣府令で定める基準等の内容について、所轄庁から指導監督いただくよう通知を発出する予定であり、保育を必要とする者を受け入れていない施設についても、同様の基準を満たすことが望ましいと考えっております。
47	預かり保育事業の 確認	預かり保育事業の確認の基準として、担当職員が「専ら預かり保育事業に従事する」というものがありますが、これは専任の職員の雇用を求めるものですか。	「専ら預かり保育に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間には、預かり保育事業に従事するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育事業を担当するよう運用も可能です。この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。
48	未移行幼稚園の 確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第3条に、新制度未移行幼稚園・特別支援学校は、法の施行日に確認があったものとみなすとしておりますが、この「みなし確認」について市町村は具体的にどのような手続きを行えばよいですか。	改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園と特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要ですが、市町村は最低限度、法の施行日まで「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(別添「確認参考様式その0」)」と、学校教育法による「認可を証する書類の写し」の提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えないものとします。この「認可を証する書類の写し」とは、各都道府県が定める規則等に基づき、都道府県が認可を決定した際に申請者に通知した書面の写し等を想定しております。ただし、設置が古い園などで該当する書類を準備できない場合は、都道府県が公表している設置認可の情報を活用することも構いません。なお、国立大学附属幼稚園等については、法令により学校教育法上の幼稚園であることが明らかであることから、国立大学法人法施行規則別表第二に記載されている一覧により確認していただくようお願いいたします。
49	事業開始前の 届出の促進方 策	児童福祉法第59条の2による認可外保育施設事業者の届出が事業開始後となり、事業開始日から当該施設を利用している施設等利用給付認定保護者が、事業開始日から届出までの間は施設等利用費の給付が受けられないことにならないよう、認定保護者の利益を鑑み、国として事業開始前の届出を促進する方策等はないのでしょうか。	事業者の届出手続が遅れること等により、保護者の受給権が不当に制限されることがないよう、10月の施行に向けて周知を行ってまいります。
50	在日米軍基地内での 取扱	米軍基地内にある認可外保育施設などは、所在地市町村の確認を受けたり、都道府県等への届出を行うことができますか。	保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、認可外保育施設として届け出なければならぬこととされており、ご指摘のような施設についても届出を行う必要があります。

## 施設等利用費の支給について

令和元年 7 月  
幼稚園・高校企画推進担当

### 1 施設等利用費について

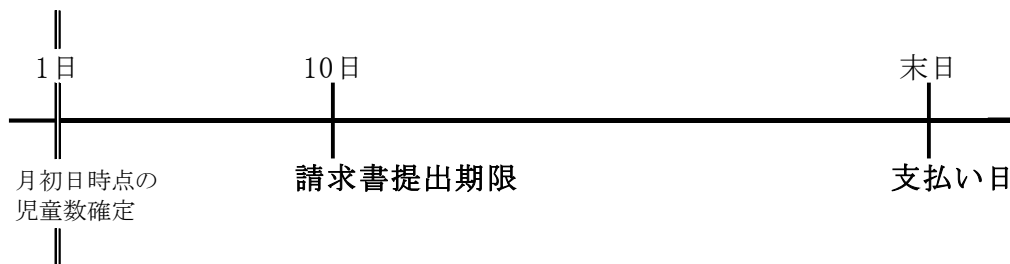
令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者において、保育料（入園料含む）が 1 人あたり月額 2 万 5,700 円まで無償となります。

当該無償となる保育料については、施設等利用費を対象施設への法定代理受領として支給します（保利用は 1 人あたり月額 2 万 5,700 円まで不徴収となります。当該額を超えた費用は保護者負担となります。）

なお、施設等利用費の支給頻度は毎月で、支給日は当該月の末日払いとします。

### 2 施設等利用費の支給の流れについて

- ① 毎月の請求書の提出期限 : 10 日
- ② 支払日 : 毎月末（月末が休日の場合は最終営業日）



### ③ 請求書等の提出について

- ・「施設等利用費請求書」（毎月必須）
- ・施設等利用費請求金額内訳書【新 1 号認定こども】（毎月必須）
- ・施設等利用費請求金額内訳書【新 2 号認定こども】（毎月必須）
- ・施設等利用費請求金額内訳書【新 3 号認定こども】（毎月必須）
- ・「前月途中入退園児分精算明細」（※前月に月途中入園等があった場合のみ作成）

### ④ その他留意点

- ・尼崎市で認定されている子どもに係る分のみご請求ください。  
（尼崎市外居住の児童分は、別途、当該児童の居住地の市町村にご請求頂く必要があります。）
- ・施設等利用費の支給に際して、債権者登録が必要となります。  
⇒ 「債権者登録届出書」を 7 月 26 日（金）までに尼崎市教育委員会幼稚園・高校企画推進担当までご提出してください。
- ・途中入退園があった場合は翌月の施設等利用費にて精算します。  
（10 月に途中入退園があった場合は、11 月の施設等利用費にて精算（追徴・還付）

以 上

## 施設等利用費請求書

【令和 年 月分】

子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、尼崎市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を次のとおり請求します。

令和 年 月 日

尼崎市長 へ

住所

法人名

施設名

代表者名

印

債権者番号

請求金額 279,900 円

内訳は別紙のとおり

※施設等利用費請求金額の内訳うち、新1号認定子ども全員について記入

(1)集計

認定区分	新1号
認定者数(人)	5
請求額合計(円)	127,100

(2)内訳

(cとdの小さい方)

No	子どもコード	園児名	生年月日	学年	(a) 入園料 (※1)	(b) 保育料 (※2)	(c=a+b) 利用料 合計	(d) 無償化 上限額	請求額 (※3)	備考
1	1234567	尼崎 太郎	2015/4/10	3歳児	5,000	25,000	30,000	25,700	25,700	
2	2345678	尼崎 次郎	2016/3/28	3歳児	5,000	25,000	30,000	25,700	25,700	
3	3456789	尼崎 三郎	2014/4/2	4歳児	0	25,000	25,000	25,700	25,000	
4	4567891	尼崎 四郎	2016/10/1	満3歳児	10,000	25,000	35,000	25,700	25,700	
5	5678912	尼崎 五郎	2013/7/7	5歳児	0	25,000	25,000	25,700	25,000	
6									0	
7									0	
8									0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	
小計									127,100	

※園児数は、他市在住者(尼崎市の1号支給認定者以外の者)を除く。

※1 入園料は、入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、記入してください。

入園料は、12月で除した金額を記入してください。

(入園料60,000円で4月入園の場合は、60,000円/12月=5,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

ただし、途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください。

(入園料60,000円で6月入園の場合、60,000円/10月=6,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

※2 保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を

算定してください。

(四半期の保育料を100,000円で設定している場合は、100,000円/4月=25,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

※施設等利用費請求金額の内訳うち、新2号認定子ども全員について記入

(1)集計

認定区分	新2号
認定者数(人)	4
請求額合計(円)	101,400

(2)内訳

(cとdの小さい方)

No	子どもコード	園児名	生年月日	学年	(a) 入園料 (※1)	(b) 保育料 (※2)	(c=a+b) 利用料 合計	(d) 無償化 上限額	請求額 (※3)	備考
1	6789123	立花 太郎	2015/4/22	3歳児	5,000	25,000	30,000	25,700	25,700	
2	7891234	立花 次郎	2016/2/25	3歳児	5,000	25,000	30,000	25,700	25,700	
3	8912345	立花 三郎	2014/5/7	4歳児	0	25,000	25,000	25,700	25,000	
4	9123456	立花 四郎	2013/10/1	5歳児	0	25,000	25,000	25,700	25,000	
5									0	
6									0	
7									0	
8									0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	
小計									101,400	

※園児数は、他市在住者(尼崎市の1号支給認定者以外の者)を除く。

※1 入園料は、入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、記入してください。

入園料は、12月で除した金額を記入してください。

(入園料60,000円で4月入園の場合は、60,000円/12月=5,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

ただし、途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください。

(入園料60,000円で6月入園の場合、60,000円/10月=6,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

※2 保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を

算定してください。

(四半期の保育料を100,000円で設定している場合は、100,000円/4月=25,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

※施設等利用費請求金額の内訳うち、新3号認定子ども全員について記入

(1)集計

認定区分	新3号
認定者数(人)	2
請求額合計(円)	51,400

(2)内訳

(cとdの小さい方)

No	子どもコード	園児名	生年月日	学年	(a) 入園料 (※1)	(b) 保育料 (※2)	(c=a+b) 利用料 合計	(d) 無償化 上限額	請求額 (※3)	備考
1	6789123	立花 太郎	2016/9/2	満3歳児	10,000	25,000	35,000	25,700	25,700	
2	7891234	立花 次郎	2016/8/2	満3歳児	8,570	25,000	33,570	25,700	25,700	
3									0	
4									0	
5									0	
6									0	
7									0	
8									0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	
小計									51,400	

※園児数は、他市在住者(尼崎市の1号支給認定者以外の者)を除く。

※1 入園料は、入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、記入してください。

入園料は、12月で除した金額を記入してください。

(入園料60,000円で4月入園の場合は、60,000円/12月=5,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

ただし、途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください。

(入園料60,000円で6月入園の場合、60,000円/10月=6,000円)(10円未満の端数は切り捨て)

※2 保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を

算定してください。

(四半期の保育料を100,000円で設定している場合は、100,000円/4月=25,000円)(10円未満の端数は切り捨て)



# 施設等利用給付事務等の実務フロー

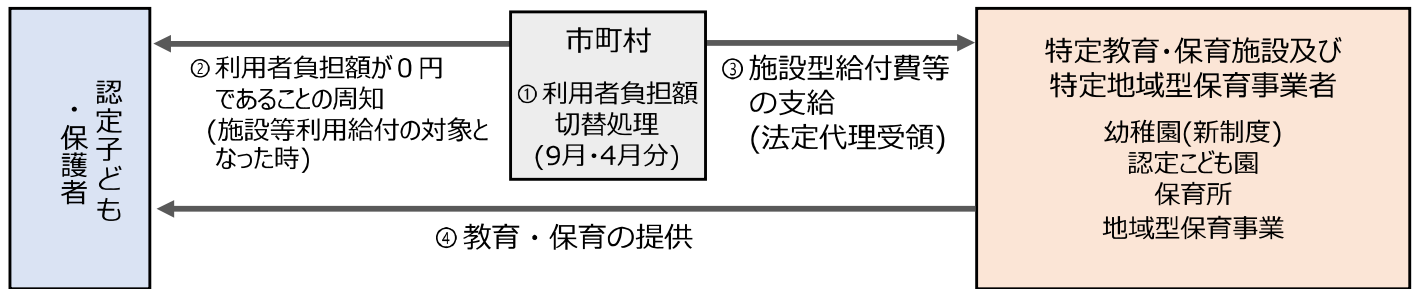
【第1版】

（施設等利用費の支払い関係）

令和元年5月30日

### 3. 施設等利用費の支払い

#### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の場合（現物給付）



① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付、特例地域型保育給付の対象施設及び事業者）においては、子ども・子育て支援法施行令で定める利用者負担額(保育料・利用料)を0円とすることで、幼児教育・保育の無償化を実施することになる。

#### ② 利用者負担額切替処理について

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用に係る利用者負担額については、4～8月分は世帯の前年度市町村民税所得割課税額、9～3月分は現年度市町村民税所得割課税額により決定しており、自治体では利用者負担額を9月分から、または4月分からそれぞれ切り替える処理を実施している。

○幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、自治体のこれら処理においては、新たに次の処理が必要になる。

#### ◆ 9月切替処理（※初年度は10月分から対象者全員の利用料を無償化する処理が必要）

ア. 現年度市町村民税所得割課税額により、新たに市町村民税世帯非課税者となった教育・保育給付3号認定子ども(年度途中で満3歳になり、引き続き3号給付を受ける子どもを含む。以下同じ。)に対して、利用者負担額を0円とする処理を行う

イ. 現年度市町村民税所得割課税額により、現年度に市町村民税世帯非課税者でなくなった教育・保育給付3号認定子どもに対して、新たな利用料を設定する処理を行う

ウ. 上記処理により、利用者負担額が変更される認定保護者に、その旨を周知する

#### ◆ 4月切替処理

ア. 4月から教育・保育給付1号・2号認定子どもとなる者を対象に利用料を0円とする処理を行う

イ. 上記処理により、利用者負担額が変更される認定保護者に、その旨を周知する

### (3) 法定代理受領（代理請求）

○施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定めたとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としているが、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に、事業者による法定代理受領を認めている。

○施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであり、認定子どもごとに利用した施設・事業を特定し、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要がある。このため、法定代理受領の場合においては、「特定子ども・子育て支援」を提供した事業者から、市町村に対して請求を行うことで円滑な給付が可能になる。なお、法定代理受領の請求は、下のパターンが考えられる。

特定子ども・子育て支援施設等	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（未移行） 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部	30条の4①	①	—	—
	19条1項② 30条の4②③	①	—	—
認可外保育施設	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—

○幼稚園・認定こども園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校の預かり保育事業の施設等利用費の法定代理受領について実務フローを示していない理由

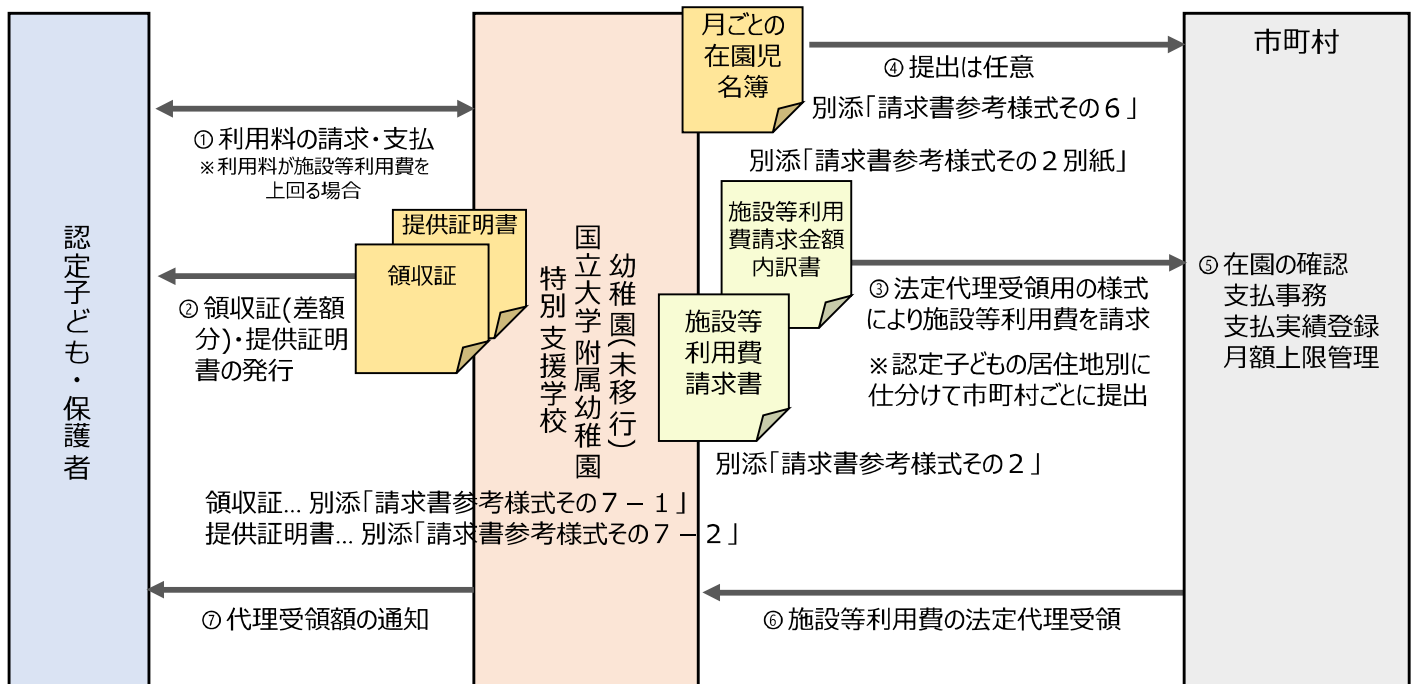
施設等利用費は、子ども・子育て支援法第30条の11第3項において法定代理受領が認められているが、これは、事業者が認定保護者に代わって請求・受領するものであることから、預かり保育事業の利用料を幼稚園等が保護者に代わって市町村に請求すること自体は可能である。

しかしながら、預かり保育事業を利用する認定子どもは、一定の条件に合致した場合に、認可外保育施設等の施設等利用費を上限額の範囲内で受給できるため、市町村は、預かり保育事業と認可外保育施設の施設等利用費を月額上限額(1.13万円または1.63万円)の範囲内で合算して支払わなければならないことから、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求しても、認可外保育施設の利用がある場合は、認定保護者はその分を別途請求する必要があり、市町村の事務は請求のタイミングや過誤請求等により、事務が非常に煩雑となるおそれがある。

また、認可外保育施設の利用が施設等利用費の対象にならない場合であっても、預かり保育事業の施設等利用費は、上限額を日額450円×利用日数で計算する仕組みのため、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求した場合、幼稚園等は認定子どもごとの利用日数が確定した段階で、施設等利用費と幼稚園等が設定する預かり保育事業の利用料との差額を認定保護者に請求する事務が生じる。

したがって、預かり保育事業の施設等利用費を幼稚園等が代理請求する方式をとっても、市町村・幼稚園等の双方にメリットはあまりないと考えられることから、預かり保育事業と認可外保育施設の施設等利用費の請求は、認定保護者の償還払い請求によることが現実的と考えられるため、預かり保育事業の施設等利用費の法定代理受領について実務フローを示していない。

# ① 新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校の施設等利用費



- ④ 施設等利用給付認定子どもが、新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校において「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、これに要する費用を事業者が認定保護者に代わって請求する。
- ⑤ 幼稚園等は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する(領収証は差額分)。
- ⑥ 幼稚園等が保護者に代わって行う代理請求は、認定子どもの居住する市町村ごとに行う。なお、「請求書参考様式その2」では施設・事業が月ごとに請求することができるよう整理しており、請求額の内訳を「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その2別紙」)」に記入できるようにしている。
- ⑦ ~⑧ 市町村は、請求書に「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その2別紙」)」の添付を要請するなど、請求の内容を確認し、幼稚園等に対して施設等利用費を支払う。
- ⑨ 幼稚園等は、施設等利用費の支払いを受けた場合は、認定保護者に対して代理受領額を通知する。通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法で足り、例えば1年度に1回の通知等、簡易な方法でも構わない。

# 令和元年度における幼稚園就園奨励費の取扱いについて

令和元年度予算額 701億円 ※内閣府計上予算含む (前年度予算額 283億円)



## 幼児教育無償化の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

## 幼稚園就園奨励費補助事業<2019年4月~9月> 予算額 141億円

2019年4月から9月までの間は、引き続き幼稚園就園奨励費補助事業を実施。補助対象、補助率(原則1/3以内)、国庫補助限度額等については、平成30年度と同様。

### 国庫補助限度額 (平成30年度)

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第I階層 生活保護世帯		308,000円 (0円)	
第II階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第III階層 市町村民税所得割課税世帯等 (年収約360万円未満相当)	187,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
第IV階層 市町村民税所得割課税世帯211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第V階層 市町村民税所得割課税世帯211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

- ※ 上記表の( )内の金額は、保護者が実際に負担する月額の日安。補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。
- ※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
- ※ ひどい親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯等を含む。
- ※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

## 新しい無償化事業<2019年10月~>

予算額 560億円  
※内閣府計上予算

2019年10月から新しい無償化事業を実施(幼稚園就園奨励費補助事業は廃止)。新しい事業の対象等は以下のとおり。

○対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚園、国立大学附属幼稚園の園児  
※下線部は現行の幼稚園就園奨励費補助の対象外施設。

○負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
※国立大学附属施設は国10/10。

○上限額：月額25,700円  
※世帯の所得に関わらず、一律月額25,700円。  
※これまでの年額算定から月額算定に変更。

※国立大学附属施設は、幼稚園 月額8,700円、特別支援学校 幼稚部 月額400円。

- ※ 支給方法(償還払い、現物給付など)については、幼稚園就園奨励費と同様に、市区町村が実情に応じて選択する仕組みとする。
- ※ 対象経費は、幼稚園就園奨励費補助事業と同様に、入園料と保育料とする。

# 令和元年度における新制度未移行園(私立)の算定方法イメージ

## 〈ポイント〉

- 補助対象経費は、入園料と保育料。
- 補助事業(前期)は6か月単位(年額)で算定、無償化事業(後期)は月単位(月額)で算定。
- 補助事業(前期)の入園料は、入園料×前期在籍月数/年間在籍月数を前期に計上。
- 無償化事業(後期)の入園料は、入園料/年間在籍月数を後期の各月に計上。
- 限度額は、前期は308,000円×前期在籍月数/12、後期は2.57万円/月
- 給付金の支払い方法(回数など)は、前期・後期を通じて引き続き市区町村の裁量。

■算定例① (非課税世帯、入園初年度、12か月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合)

### 〔2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)〕

	補助事業(前期)												無償化事業(後期)												計											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
入園料	42,000円×6/12月=21,000円												3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	42,000円		
実額	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	288,000円								
計	165,000円												27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	330,000円				
限度額	308,000円×6/12月=154,000円												25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,200円	
公費負担対象額	154,000円												25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,200円

※ 保育料を月額単位ではなく、前期分・後期分や年額で設定している場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定する(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

### 〔2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)〕

	無償化事業(2020年4月～)												計														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	42,000円
実額	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	288,000円
計	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	330,000円
限度額	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,400円
公費負担対象額	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,400円

■算定例 (非課税世帯、7月入園、9カ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合)

[2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)]

	補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料							42,000円 × 3/9月 = 14,000円 ※100円未満四捨五入	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	41,960円
保育料							24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	216,000円
計							86,000円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	257,960円	
限度額							308,000円 × 3/12月 = 77,000円 ※100円未満四捨五入	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,200円	
公費負担 対象額							77,000円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,200円	

※入園料(実額)、限度額の算定の際、前期分は在籍月数単位で100円未満を四捨五入、後期分は月毎に10円未満を切り捨て(通年化後も同じ)。

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料				4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	41,940円
保育料				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	216,000円
計				28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	257,940円
限度額				25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,300円
公費負担 対象額				25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,300円

■算定例 (非課税世帯、4月入園、1月退園、10ヵ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合)

[2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)]

	無償化事業(後期)												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料	42,000円 × 6 / 10月 = 25,200円												42,000円	
保育料	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	240,000円
計	169,200円												282,000円	
限度額	308,000円 × 6 / 12月 = 154,000円												256,800円	
公費負担対象額	154,000円												256,800円	

※入園料(実額)、限度額の算定の際、前期分は在籍月数単位で100円未満を四捨五入、後期分は月毎に10円未満を切り捨て(通年化後も同じ)。

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	42,000円
保育料	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	240,000円
計	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	282,000円
限度額	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	257,000円
公費負担対象額	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	257,000円



# 令和元年度における国立大学附属幼稚園の算定方法イメージ

## 〈ポイント〉

- 補助対象経費は、入園料と保育料(授業料)。
  - 入園料や保育料の支払頻度(毎月・前期・後期など)に関わらず、**月単位(月額)で算定**。
  - 入園料は、**入園料/年間在籍月数を2019年10月～2020年3月の各月に計上**。
  - 限度額は、**8,700円/月**
  - 給付金の支払い方法(回数など)は、各市区町村の裁量。
- ※ 保育料を月額単位ではなく、前期分・後期分や年額で設定している場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定する(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

### ■算定例① (入園初年度、12ヵ月在籍、入園料:31,300円、保育料73,200円/年の場合)

#### [2019年10月～]

	無償化事業(後期)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
入園料	15,700円												31,300円
保育料	36,600円												73,200円
計	52,300円												104,500円
限度額													52,200円
公費負担 対象額	cとの 小さい方												52,200円

#### [2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
入園料	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	31,200円
保育料	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	73,200円
計	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	104,400円
限度額	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	104,400円
公費負担 対象額	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	104,400円

■算定例 (7月入園、9カ月在籍、入園料:31,300円、保育料73,200円/年の場合)

[2019年10月～]

	無償化事業(後期)												計				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
実額	入園料 a					10,480円						3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	31,300円
	保育料 b					24,420円						8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	73,200円
	計 c(a+b)					34,900円						11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	104,500円
限度額	d											8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	52,200円
公費負担 対象額	cとdの 小さい方											8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	52,200円

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
実額	入園料 a			3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	3,470円	31,230円
	保育料 b			8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	8,130円	73,170円
	計 c(a+b)			11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円	104,400円
限度額	d			8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	78,300円
公費負担 対象額	cとdの 小さい方			8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	78,300円

■算定例 (4月入園、1月退園、10ヵ月在籍、入園料:31,300円、保育料73,200円/年の場合)

[2019年10月～]

	無償化事業(後期)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
入園料	18,780円												31,300円
保育料	43,920円												73,200円
計	62,700円												104,500円
限度額													34,800円
公費負担対象額	cとdの小さい方												34,800円

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
入園料	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	3,130円	31,300円
保育料	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	7,320円	73,200円
計	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	10,450円	104,500円
限度額	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	87,000円
公費負担対象額	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	87,000円

# 令和元年度における国立大学附属特別支援学校幼稚部の算定方法イメージ

## 〈ポイント〉

- 補助対象経費は、入園料と保育料(授業料)。
  - 入園料や保育料の支払頻度(毎月、前期・後期など)に関わらず、**月単位(月額)で算定**。
  - 入園料は、**入園料/年間在籍月数を2019年10月～2020年3月の各月に計上**。
  - 限度額は、**400円/月**
  - **給付金の支払い方法(回数など)は、各市区町村の裁量**。
- ※ 保育料を月額単位ではなく、前分・後期分・後期分・後期分の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定する(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

### ■算定例① (入園初年度、12カ月在籍、入園料:1,200円、保育料3,600円/年の場合)

[2019年10月～]

	無償化事業(後期)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実額													
入園料	600円												1,200円
保育料	1,800円												3,600円
計	2,400円												4,800円
限度額													2,400円
公費負担対象額	cとdの小さい方												2,400円

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実額													
入園料	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	1,200円
保育料	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	3,600円
計	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	4,800円
限度額	400円												4,800円
公費負担対象額	cとdの小さい方												4,800円

■算定例 (7月入園、9カ月在籍、入園料1,200円、保育料3,600円/年の場合)

[2019年10月～]

	無償化事業(後期)												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料					420円			130円	130円	130円	130円	130円	130円	1,200円
保育料					1,200円			400円	400円	400円	400円	400円	400円	3,600円
計					1,620円			530円	530円	530円	530円	530円	530円	4,800円
限度額							400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	2,400円
公費負担 対象額							400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	2,400円

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
入園料				130円	130円	130円	130円	130円	130円	130円	130円	130円	130円	1,170円
保育料				400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	3,600円
計				530円	530円	530円	530円	530円	530円	530円	530円	530円	530円	4,770円
限度額				400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	3,600円
公費負担 対象額				400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	3,600円

■算定例 (4月入園、1月退園、10ヵ月在籍、入園料:1,200円、保育料3,600円/年の場合)

[2019年10月～]

	無償化事業(後期)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
入園料	720円												1,200円
保育料	2,160円												3,600円
計	2,880円												4,800円
限度額													1,600円
公費負担 対象額													1,600円

[2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)]

	無償化事業(2020年4月～)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
入園料	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	1,200円
保育料	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円	360円	3,600円
計	480円	480円	480円	480円	480円	480円	480円	480円	480円	480円	480円	480円	4,800円
限度額	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	4,000円
公費負担 対象額	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	4,000円

# 幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)
- ※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【5. 施設等利用費の給付】

No.	事項	問	答	備考
78	未移行幼稚園の支払方法	特定教育施設に移行していない(新制度未移行)の幼稚園を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	<p>現行の就園奨励費の支給事務の方法は市区町村によって様々であるため、今回の無償化にあたっては、現行の就園奨励費と同様に、償還払いにするか現物給付にするかなど、居住地の市区町村が実情に応じて柔軟に支給方法を判断できることとしています。</p> <p>一方、現物給付は、償還払いに比べ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は一時的な利用料の立替えが必要となり負担感が軽減される</li> <li>・幼稚園は利用料徴収事務が、市町村は利用者への給付事務が不要となり事務負担が軽減される</li> </ul> <p>というメリットがあります。</p> <p>国としても、給付交付金の支払いを早めることなど自治体や幼稚園の資金繰りを支援したいと考えています。</p>	3-2修正
79	認可外保育施設の利用方法	認可外保育施設を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	認可外保育施設の利用者においては、複数の施設を利用する可能性もあることから、利用者の申請に基づき一括して清算することができ償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて施設・事業者と調整し、法定代理受領とすることも可能としています。	3-3修正
80	未移行幼稚園の支払方法	新制度未移行の幼稚園における施設等利用費の算定方法・支給方法はどのようなものですか。	新制度未移行の幼稚園の利用者に対する施設等利用給付における支給方法や支払回数については、市町村が償還払いか法定代理受領とするかを施設と調整することとなりますが、施設等利用費は月額単位で計算することになります。	3-9修正
81	預かり保育事業の支払方法	預かり保育事業の利用料について、月額上限額に達するまで保育料とともに不徴収(現物給付)としてもよろしいですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の預かり保育事業については、市町村と園が調整・相談の上、不徴収(現物給付)とすることも可能です。ただし、預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額を超える利用実績があった場合は、利用実績の確認後、当該利用者から差額分を徴収する必要があります。	3-5修正
82	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園における入園料は施設等利用費の対象になりますか。	新制度未移行の幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされきたところであり、施設等利用給付においても、利用料の上限月額2.57万円の範囲内で無償化の対象に含まれます。ただし、制服費やPTA会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については施設等利用給付の対象とはなりません。	3-8修正
83	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園について、幼児教育・保育の無償化実施後には転園した場合、転園先の幼稚園の入園料について無償化の対象になるのですか。	転園先の入園料も施設等利用給付の対象になります。ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除することで算定することになり、これと月毎の保育料を加えた額が月額2.57万円を上限として施設等利用給付の対象となります。	3-10修正
84	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の途中に当該園に在籍したまま市区町村を越えて転居した場合、転居の前後で施設等利用費を給付する市区町村が変わりますが、それぞれの自治体に居住している期間における入園料や保育料は、月額上限額の範囲内で施設等利用給付の対象となりますか。	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の途中に当該園に在籍したまま市区町村を越えて転居した場合、転居の前後で施設等利用費を給付する市区町村が変わりますが、それぞれの自治体に居住している期間における入園料や保育料は、月額上限額の範囲内で施設等利用給付の対象となります。この際、入園料を転居前に支払っている場合であっても、退園や転園をしていないことからは、転居後の自治体においても、支払った入園料を、転居前を含む入園初年度の在籍月数で除すことにより入園料の月額換算額を算定することになります。	
85	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園料を入園前までに徴収している場合、無償化の対象となりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設等利用費の給付対象期間は、利用者が当該施設を利用している期間ですが、利用者が新制度未移行幼稚園との契約等に基づき、入園料を入園前に支払った場合であっても、施設等利用給付の対象となり、入園料の月額換算額は、支払った入園料を初年度の在籍月数で除すことにより算定することになります。	
86	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園料を年度で分割して設定(満3歳で入園する時と、3歳児クラスに進級する時の2回払いなど)している場合、2回目以降の入園料は施設等利用給付の対象になりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	逆に、入園料の支払いが入園後5月以降となった場合でも、4月から入園している場合は、4月を含めた入園初年度の在籍月数で月額換算額を算定することになります。	
		新制度未移行幼稚園が入園料を年度で分割して設定している場合は、入園初年度分として支払う入園料に加え、2回目以降に支払う入園料も施設等利用給付の対象となります。この場合の月額換算額の算定方法は入園初年度と同様です。		



87	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行幼稚園において、月途中に園児が入・退園した場合、無償化の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行うこととなりますが、給付額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、入園料の月額換算額については日割り計算を行う必要はありません。	
88	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額換算額を算定する際の在籍月数に休学期間は含められますか。	新制度未移行幼稚園において、園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、施設等利用給付の対象から除外することとなります。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は無償化の対象とはならず、入園料の月額換算額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数で除すことにより算定することとなります。	
89	未移行幼稚園の算定方法(その他)	例えば、2016年11月1日が誕生日の場合、年齢計算に関する法律上は誕生日の前日である10月31日に年齢が加算されますが、2019年10月31日から新制度未移行幼稚園に入園する場合、10月分の保育料から無償化の対象となりますか。	御指摘のとおり、学校教育法第26条については、幼児は満3歳に達する誕生日の前日から、幼稚園に入園及び通園をすることができると解されます。例えば10月31日付で対象となる子供が入園する場合には、月額上限額を日割り計算した上で、10月分の保育料や入園料(月額換算額)についても施設等利用給付の対象となります。	
90	未移行幼稚園の算定方法(その他)	新制度未移行幼稚園について、国が示す施設等利用費の請求書難形では「利用料の算定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算定」することが示されていますが、例えば8月のみ保育料を徴収していない場合、8月は無償化の対象期間となりますか。	※ 上記例で私立幼稚園の場合、10月分の月額上限額は、25,700円×1日÷10月の平日開所日数 御指摘の場合、8月分の保育料のみ特定の月(複数月を含む。)と合せて徴収していることや8月以外の各月に平準化して徴収していることが園則上等で明確であれば、該当する月数で除すこと等の合理的な方法により、8月相当分を算出し施設等利用給付の対象とすることは可能です。	
91	給付の請求先(自治体)について	居住している自治体とは別の自治体の幼稚園を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費の請求を行うこととなりますか。	一方、8月分の保育料は発生していないという前提で料金設定しているのであれば、8月分は施設等利用給付の対象外となります。	3-11修正
92	給付の請求先(自治体)について	保護者が事情により、やむを得ず住民票を移さずに他の市区町村に転居して認可外保育施設等を利用した場合、保育の必要性の認定や施設等利用費の給付は、住民票のある市区町村ではなく、実際に居住している市区町村が担当するのでしょうか。	居住している自治体とは別の自治体の幼稚園と同様、保護者の居住市区町村に施設等利用給付の申請を行うこととなります。そのため、それぞれの園が在籍園児の居住市区町村ごとに申請書類をとりまとめた上で、当該市区町村に提出していただくこととしています。	3-12修正
93	給付の請求先(自治体)について	居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費を請求するのでしょうか。	なお、この場合の居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所を指しますので、個別の状況把握したうえで、市町村間において調整のうえ、ご判断いただくこととなります(平成31年2月13日 子ども子育て支援新制度 自治体向けFAQ(第17版)No.67参照)。	3-14修正
94	他の市区町村に所在する特定子ども・子育て支援施設等の利用	施設等利用給付認定保護者が、他の市区町村にある認可外保育施設を利用し、施設等利用費を請求したのですが、この場合でも市町村は施設等利用費を給付しなければいけないのでしょうか。	現在、施設等給付においては、支給認定の申請は居住する市町村へ行うこととなっており、ここでいう居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所、としています。施設等利用給付については取り扱いは同様です。	
95	一時的利用	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月額めではなく一時的な利用であっても施設等利用費の給付対象となるのでしょうか。	施設等利用給付認定子どもが、認定を受けた市町村以外に所在する特定子ども・子育て支援施設等を利用する場合、その施設等が所在する市町村の確認を受けているのであれば、認定した市町村が認定保護者に対して施設等利用費を支給することとなります。	7-6修正

96	支給の頻度	施設等利用費の支払いについては、償還払いや法定代理受領が可能ですが、市町村は施設型給付等と同様に、毎月支払いをしなければならぬのでしょうか。	償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものですが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましいと考えています。 また、法定代理受領の場合の請求者は施設・事業となりますが、請求書には利用者全員分の利用実績等を個別に記入する必要があります。そのため、請求は1か月単位が妥当と思われま。請求書参考様式を示していますので、参考にして下さい。 なお、国では償還払い、法定代理受領ともに、請求書参考様式を併せて示していますので、参考にして下さい。
97	支給の頻度	施設等利用費の国庫負担分(子育てのための施設等利用給付交付金)は、施設型給付費等と同様に国から地方自治体に概算払いで交付されるのでしょうか。	国から地方自治体に支払われる子育てのための施設等利用給付交付金は、施設型給付と同様、交付決定後自治体からの請求に基づいて概算払いで交付される予定です。
98	過年度支出について	年度末(2・3月頃)の特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る施設等利用費の請求が4月や5月にあった場合、出納整理期間内に施設等利用費の支払いが出来ないと考えられます。この場合、施設等利用費は翌年度予算で支払うことは差し支えないでしょうか。	施設等利用費は、利用した年度の予算で執行することが原則ですが、年度末の利用に係る施設等利用費の請求については、認定保護者や施設・事業者が請求書や添付資料を作成しなければならぬことや、市町村における月額上限額の管理や領収証等の確認など、双方に一定程度の作業が必要なことから、翌年度予算での支払いとすることも差し支えありません。
99	過年度支出について	施設等利用費は、請求があれば、過年度の利用分も支払う必要があるのでしょうか。また施設型給付等と同様に消滅時刻の規定はありますか。	法第78条第1項は、これまでも子どもたちのための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効を2年としていますが、施設等利用給付を受ける権利についても同様とされました。
100	過年度支出について	施設等利用費は、過年度の利用分の請求を受けた場合でも市町村は支払う必要がありますか。 また、この場合、過年度分の支払いについては、子育てのための施設等利用給付交付金の給付はありますか。	法第78条第1項に定める時効消滅前の施設等利用費の請求があった場合は、市町村は過年度の利用費であっても施設等利用費を給付する必要があります。 国から地方自治体に支払われる施設等利用費負担金は、基本的に自治体からの請求に基づいて毎月概算払いで交付される予定です。 過年度の未払い分を当該年度分で補てんすることは、現在の施設型給付等における過年度負担金実績報告訂正の事務に該当すると思われませんが、施設等利用給付において同様の仕組みになるかどうかは現在のところ未定です。
101	標準時間・短時間認定について	保育短時間認定子どもの場合、幼児教育・保育の無償化は、時間内で計算するなど、個別の対応が必要でしょうか。 また、施設等利用給付認定の場合も、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行うのでしょうか。	保育短時間認定を受けて特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用している場合、施設型給付費等において短時間の計算を行っており、幼児教育・保育の無償化(預物給付)については、1日の利用時間を個別に算定する等の手続は必要ありません。また、施設等利用費は1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、施設等利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。

102	日割り計算	<p>認定子どもが月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、施設型給付費等や保護者負担分においては日割り計算を行います。施設等利用費においても日割り計算を行うのでしょうか。</p> <p>また、施設等利用費は特定子ども・子育て支援施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。</p>	<p>日割り計算の考え方は、全国共通した法則のもとで実施することにより、市町村をまたがる転居の場合でも、市町村は基本的に他の市町村と連絡調整する必要がないものと考えます。</p> <p>具体的には次の【1】～【3】のパターンとなります。</p> <p>【1】新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 途中で利用終了の場合の限度額＝2.57万円(※)×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数</li> <li>※ 途中で利用開始の場合の限度額＝2.57万円(※)×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数</li> </ul> <p>注)開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていない日数も、職員が勤務しているなど開所していない日数を含む。</p> <p>【2】幼稚園・認定子ども園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 途中で利用終了の場合の限度額＝450円×幼稚園等退所日までの預かり利用日数(※)</li> </ul> <p>さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転出日までの日数÷その月の日数)－(A)を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 途中で利用開始の場合の限度額＝450円×幼稚園等入所日以降の預かり利用日数(※)</li> </ul> <p>さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数)－(B)を加算</p> <p>【3】認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業</p> <p>これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能のため、日割り計算が必要になるのは、途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額＝3.7万円×転出日までの日数÷その月の日数</li> <li>○ 途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額＝3.7万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数</li> </ul> <p>※ 日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件</p>
103	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	<p>幼稚園等を利用する認定子どもが、当該園の預かり保育事業と認可外保育施設等を利用している場合、支給額が変わらないかという点について施設等利用費の請求を「幼稚園十預かり保育事業十認可外保育施設」の利用分ではなく、「幼稚園十認可外保育施設」の利用分としてなされる場合が想定されますが、これは可能でしょうか。</p>	<p>幼稚園等(認定子ども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚園を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の2号又は3号の認定を受けた者が幼稚園等の利用者にかかる給付を受けず、認可外保育施設等の利用料にかかるとして給付を受けることはできません(No.37参照)。しかし、上記の利用者のうち、在籍する園が要件を満たして認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となる者については、幼稚園等の利用料にかかるとして給付(月額上限2.57万円)を受けた上で、月額上限1.13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円)の範囲で、預かり保育事業と認可外保育施設についてどのような組み合わせで給付の請求を行うかは任意となります。したがって、保護者が事務手続きの簡素化のため、利用した預かり保育事業を請求せず、認可外保育施設のみを請求することも可能です。</p>
104	給付額の利用者通知	<p>施設等利用費の支給額を決定した際に、利用者や事業者によるその支給額を通知する必要があるでしょうか。</p>	<p>認定保護者が償還払いを請求した施設等利用費について、市町村が請求した認定保護者に給付額を通知することは、特に認定子どもが多い市町村において、事務的に非常に負荷が高いものであることから、法令上に規定を設けておりません。また、特定子ども・子育て支援施設等が法定代理受領により受け付けた給付額は、特定子ども・子育て支援施設等が保護者に対して通知することが必要です。</p>
105	法定代理受領	<p>法定代理受領による施設等利用費の支給額を、特定子ども・子育て支援施設等が認定保護者に通知する頻度は、毎月行わなければならないのでしょうか。</p>	<p>施設等利用給付は月額単位で支給することが原則であることから、認定保護者への通知も月額単位になると想定されますが、利用者への通知の取り扱いについては、毎月の通知が必要ということではなく、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。</p>
106	法定代理受領	<p>認定保護者が利用する施設・事業者による法定代理受領を拒み、償還払いを望む場合もありますが、施設等利用費の請求・支払方法は、市町村が決定してよいのでしょうか。</p>	<p>子どものための教育・保育給付については、法第27条第5項等により、市町村は教育・保育に要した費用について、認定保護者に代わり特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者に支払うことができる(法定代理受領)ため、その支払方法を市町村が決定することができるものとされています。法第30条の11第3項により法定代理受領が認められていますが、支払方法については、認定子ども(在籍数)や施設等利用料と月額上限額の差額等に応じて、最も効果的と考えられる支払い方法を、市町村と特定子ども・子育て支援施設等が事前に調整し決定するものと考えます。</p>

107	償還払い	認定保護者が、施設等利用料金を償還払いにより請求する場合、施設・事業者が発行した任意の領収証等を添付すればよいのでしょうか。	償還払いの請求書に施設・事業者が発行した任意の領収証を添付するよりも、例えば市町村が指定した「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設・事業者が作成し、認定保護者が請求書にこれらを添付することにより、市町村の施設等利用給付の審査事務が効果的に行われたいと考えます。 そのため、国は「請求書参考様式その7-1-1・7-1-2 特定子ども・子育て支援提供証明書」と「請求書参考様式その7-2 特定子ども・子育て支援提供証明書」を作成しましたので参考にして下さい。
108	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育等を提供した日及び時間帯等を記載することとなりますが、「提供した日及び時間帯」については実際に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	同提供証明書は、市町村における施設等利用給付額の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は給付額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足りります。なお、「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。
109	申請者以外に対する支出	新制度未移行幼稚園の利用者に対する施設等利用料金を償還払いで支給する場合、市区町村から一旦幼稚園に支出し、幼稚園から利用者へに支払うことは可能ですか。	施設等利用料金を償還払いする場合には、認定保護者など申請者本人に直接支給することが原則となりますが、例えば、特別な事情により認定申請者以外の者を給付の受取人とする場合や、幼稚園等の施設を通して認定申請者に支払う場合には、あらかじめ受取人（幼稚園等を含む。）が認定申請者から給付金受領等に関する委任を取り付けておくことが必要となります。
110	国立大学附属幼稚園等	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚園の保育料等にかかる施設等利用料金は国が全額負担することになりますが、市区町村は歳出予算を計上することは必要ですか。	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚園の保育料等にかかる施設等利用料金は国が全額負担することになりますが、給付額の支給は市区町村で行っていただくため、市区町村においては給付する分の歳出予算を計上することが必要です。実際の給付に要した費用の財源は、国から交付され市区町村の歳入に計上されることとなります。

# 債権者登録(新規・変更・廃止)届出書

年 月 日

尼崎市長あて

次のとおり届出します。

債権者番号							

入力区分

入力区分  
1 新規  
2 変更  
3 廃止

\* 太枠のところのみご記入ください。  
\* 変更の場合は、変更箇所以外もすべてご記入ください。

法人名 屋号 又は 個人名	フリガナ																								
	漢字																								
代表者職・氏名 (漢字)																									

会社印

印鑑については本市あての請求に使用するものを押印してください。

個人印  
または代表者印

住所等

郵便番号																								
住所 (漢字)																								
ビル・マンション等の名称(漢字)																								
電話番号																								
FAX番号																								

口座振替先

受領方法	口座振替	金融機関コード					支店コード																	
金融機関名(漢字)						支店名(漢字)																		
預金種別	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他					口座番号(7桁右詰め)																		
口座名義(カタカナ) <small>濁点・半濁点は一文字として記入してください。</small>																								
担当課																								

(市処理欄)

次長	係長	係

※ 本市あての請求に使用する印鑑を押印し、会計管理室に送付、又は直接お持ちください。

<記入例>

**債権者登録（新規・変更・廃止）届出書**

平成 年 月 日

尼崎市長あて

次のとおり届出します。

<b>債権者番号</b>	入力区分 1 新規 2 変更 3 廃止
0 0 0 0 0 0 × × × ×	2

\* 天然のどころのみご記入ください。  
\* 変更の場合は、変更箇所以外もすべてご記入ください。

フリガナ	アマガサキサンギョウ(カ) アマガサキシヤ										
法人名	尼崎産業	株式会社	尼崎支店								
屋号 又は 個人名	漢字										
代表者職氏名 (漢字)	代表取締役	尼崎	一朗								

係社印

住所等	郵便番号	6 6 0 一 0 0 0 1
住所 (漢字)	尼崎市東七松町	1 丁目 2 番 1 号
ビル・マンション 等の名称(漢字)	尼崎ロイヤルマンション	1 階
電話番号	0 6 一 6 4 8 9 一 〇 〇 〇	
FAX番号	0 6 一 6 4 8 9 一 〇 〇 〇	

印鑑について  
は本市あての請求に使用することを禁ず  
してください。

個人印  
部は代表者印

口座振替先	受領方法	1. 窓口受領	金融機関	1 2 3 4	支店	1 2 3
金融機関名 (漢字)	〇 〇 〇 〇 銀行	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇
預金種別	1. 普通	2. 当渡	4. 貯蓄	9. その他	口座番号 (右詰め)	0 1 2 3 4 5 6
口座名義 (カタカナ)	アマカ	〃	サキサンキ	〃	ヨウ(カ)	アマカ
兼用・半兼用は一筆として記入してください。						〃
担当課						係長

- <債権者番号・入力区分等について>
1. 変更・廃止の場合は、債権者番号を記入してください。わからない場合は、空白でもかまいません。
  2. 入力区分は、該当する番号を記入してください。
  3. 届出日の日付を記入してください。
- <法人名・個人名等について>
1. 左詰めで記入してください。
  2. 法人の場合は、法人の名称と株式会社等の法人格を表す字句との間を、個人の場合は、氏と氏との間を1字空白にしてください。
  3. 支店又は営業所で契約する場合は、必ず支店又は営業所で登録してください。
  4. 会社印は、法人であることを表示している角印を押し印してください。
  5. 法人の角印がない場合は『なし』と記入してください。
  6. 個人印又は代表者印は、個人の場合は個人印を、法人の場合は代表者印を押し印してください。
  7. 法人で支店名を記入した場合は、支店の代表者印を押し印してください。
- <住所等について>
1. 法人の支店又は営業所を記入した場合は、その住所を記入してください。
  2. 個人の場合は、個人の住所を記入してください。
  3. 郵便番号も忘れず記入してください。
  4. 電話番号及びFAX番号は市外局番から記入してください。
  5. 法人の支店又は営業所を記入された場合は、その電話番号及びFAX番号を記入してください。
- <口座振替先について>
1. 金融機関の名称は省略しないでください。
  2. 預金種別は該当する番号に〇印をつけてください。(7桁以内で右詰で記入)
  3. 口座番号も忘れず記入してください。
  4. 口座名義は、法人又は個人と同一名義の口座に記入してください。
  5. カタカナの濁点、半濁点は1字として左詰に記入してください。
  6. 口座名義を記入するにあたっては、下記の略語を使用してください。
- (例)
- |       |       |              |               |
|-------|-------|--------------|---------------|
| 尼崎産業  | 株式会社  | ⇒            | アマガサキサンギョウ(カ) |
| 株式会社  | 尼崎工業  | ⇒            | カ)アマガサキコウギョウ  |
| 株式会社  | 尼崎工業  | ⇒            | カ)アマガサキコウギョウ  |
| 株式会社  | 立花営業所 | ⇒            | カ)アマガサキコウギョウ  |
| 立花営業所 | ⇒     | カ)アマガサキコウギョウ | タチバナ          |
7. 受領方法は該当する番号に〇印をつけてください。

\* 本市あての請求に使用する印鑑を押し、会計管理室に送付、又は直接お持ちください。